



市長と語る

平成19年度第2回市政懇談会報告

まちづくりへの思い



本年度2回目の市政懇談会は、2月2日から4日まで各自治区で行われました。今回のテーマは「自治基本条例」「奥州市民が選択する市民公益活動団体への支援に関する条例」「平成20年度奥州市行政組織機構の見直し」の3つ。市からは相原正明市長や幹部職員らが出席し、皆さんの貴重なご意見・ご質問に耳を傾けました。5会場合わせ約450人が参加し、まちづくりに対する活発な意見交換が行われました。

自治基本条例について

意見・質問

■自治基本条例の制定には、もっと時間をかけて検討を

自治基本条例が必要だということとは分かる。しかしこれを制定するには時期尚早ではないか。検討委員会より議論を重ね、もっと市民へ説明し、意見を聞くなど検討が必要だと思う。

市の回答

自治基本条例は、マニフェストにも掲げ、市民の皆さんにお知らせしていることもあり、3月の市議会に出さなければならな

意見・質問

■自治基本条例の位置づけは

この条例の地位がよく分からない。国の法律に反したときは国が上だと思うが、通達や県の条例などに反するときはどうなるのか。ものによって罰則規定を設けることができるのか。

市の回答

憲法や法律は上位法ですから、それを基本に独自の条例を定めていくことになります。また、この条例に規定したものが守られなかった場合の罰則規定についてですが、ほかの細かな決まりを定める条例、例えば環境条例などで罰則を設けることもあります。この自治基本条例は、理念的なものを定めるものです。

ので、検討委員会では罰則を設けないことにしています。

意見・質問

■公権力を抑える内容の追加を

「自治基本条例はまちの憲法」であるならば、日本国憲法もそうであるように、公権力を抑制しながら市民の権利と義務を守らなければならないと思う。しかし、それが欠落した内容になっているが、どう考えているか。

市の回答

公権力を抑える内容にとの指摘ですが、まさにこの条例の意図するところです。これからの自治のあり方は行政主導ではなく、住民が主体となっていくことが狙いです。したがって、市民あるいは議会、市長の権利や責務をきちんと規定していくということですし、市の行政運営についても行政評価をするなどして一定のブレーキをかけていくなど、自治基本条例に基づき皆さんが主体のまちづくりを進めていくということです。

意見・質問

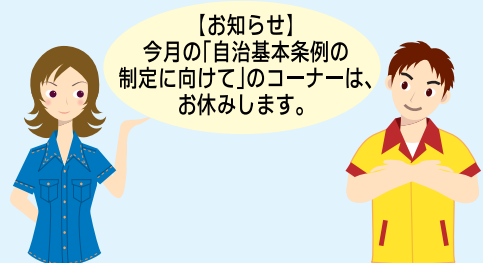
■住民投票が乱用されないようもっと検討を

自治基本条例の中に住民投票

自治基本条例 職員が説明に伺います

市は、自治基本条例に関する情報の十分な周知を目的に、市民が希望する場所に担当職員が出向く出前説明会を行います。10人以上のグループ・団体を対象に約1時間程度、条例の説明と意見交換を行います。希望する日の10日前までに、開催希望日時・場所、参加予定人数、代表者の連絡先をご連絡ください。

■申込先 本庁総務課行政係（内線 435）



ることは考えていません。条例の形式として、全体を網羅するやり方と、骨格だけを定める方法とがあり、全体を網羅すると非常に膨大な条例になるため、その形式はとらないということで進めています。

なお、具体的な住民投票のあり方については、今指摘された内容など、乱用がないように、別個に住民投票条例を定めます。

意見・質問

■地域が協力し合える内容を

わたしが住む地域はアパートが非常に多いが、アパートの住人の自治会加入率が非常に低い。地域活動にもっと協力、参加してほしい。ぜひ、自治基本条例